

松原市市政出前講座実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民等で構成される団体が開催する学習活動等の場に、市職員等を講師として派遣し、市政情報等を提供する松原市市政出前講座（以下「出前講座」という。）を実施することにより、市民の市政に対する理解や関心を深めることを目的とする。

(対象)

第2条 出前講座は、市内に在住、在勤又は在学する10人以上の者で構成された団体（以下「受講団体」という。）を対象に行うものとする。

(講座内容)

第3条 出前講座の内容は、別に定めるものとする。

(講師)

第4条 出前講座の講師は、市の職員その他市長が必要と認めた者とする。

(開催時間)

第5条 出前講座の開催時間は、午前10時から午後8時までの間とし、1講座当たり90分以内とする。ただし、次の各号に掲げる日は、出前講座を開催しないものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月30日から翌年の1月4日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(開催場所等)

第6条 出前講座の開催場所は、市内に限るものとする。

2 出前講座の開催に係る会場の確保並びに講座についての準備、進行等については、受講団体が行うものとする。

(申込み)

第7条 受講団体の代表者（以下「代表者」という。）は、受講を希望する日の1箇月前までに松原市市政出前講座申込書（様式第1号）その他市長が必要と認める書類を、市長に提出しなければならない。

(決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による申込みがあった場合は、当該申込みに係る出前講座の内容、日時等について当該講座の内容を所管する課と調整を行い、そ

の可否を決定し、松原市市政出前講座受講（決定・否決）通知書（様式第2号）により代表者に通知する。

2 市長は、前項の通知をする場合において、必要と認める条件を付することができる。

（講師派遣の制限）

第9条 市長は、受講団体が出前講座を希望する学習活動等において次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、講師の派遣を行わないものとする。

- （1） 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する催し等を行うおそれがあると認められる場合
- （2） 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれがあると認められる場合
- （3） 前2号に掲げるもののほか、この要綱の目的に反するおそれがあると認められる場合

（変更等の申込み）

第10条 第8条の規定より出前講座を実施する旨の決定を受けた代表者は、開催日時、場所その他申込事項について変更しようとするとき又は出前講座の受講を取り消そうとするときは、松原市市政出前講座受講変更（取消し）申込書（様式第3号）を速やかに市長に提出し、その承諾を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

（変更等の決定）

第11条 市長は、前条の規定による変更等の申込みがあり、これを承諾する場合は、速やかに松原市市政出前講座受講変更（取消し）決定通知書（様式第4号）により代表者に通知するものとする。

（受講日の変更又は取消し）

第12条 市長は、不測の事態の発生により講師を派遣することが困難となったときは、代表者と協議の上、受講日時を変更し、又は派遣を取り消すことができる。この場合において、団体に生じた損害について、市は、その責めを負わない。

（講師派遣料等）

第13条 出前講座に派遣する講師の派遣料は、無料とする。ただし、会場使用料、材料費その他出前講座に要する費用については、受講団体の負担とする。

（講師の派遣に伴う事務）

第14条 講師の派遣に伴う事務については、当該派遣に係る講座の内容を所管する課が行う。

(実施報告)

第15条 講師として派遣された者は、講座終了後、速やかに松原市市政出前講座実施報告書(様式第5号)を作成し、市長に提出しなければならない。

(庶務)

第16条 出前講座に係る申込みの受付、調整、決定等に関する事務については、財政部行政経営課で行う。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、出前講座の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から実施する。